

- 1 からだをきたえ 健康で働き 豊かなまちをつくりましょう
 1 自然を愛し 明るく美しいまちをつくりましょう
 1 思いやりと感謝の心で 住みよいまちをつくりましょう
 1 教養を深め 文化の香り高いまちをつくりましょう
 1 伝統をふまえ 未来にはばたく若い力が育つまちをつくりましょう

回覧版 INFORMATION

お知らせ北茨城

2012年4月20日発行 第312号

北茨城市役所まちづくり協働課 ☎43-1111

■がん検診無料クーポン券をお送りします

6月下旬ころ、下記の対象の方には、検診が無料で受診できるクーポン券が送付されます。ご利用ください。

○子宮頸がん検診対象者（下記生年月日に該当する女性）

平成3年4月2日～4年4月1日生
 昭和61年4月2日～62年4月1日生
 昭和56年4月2日～57年4月1日生
 昭和51年4月2日～52年4月1日生
 昭和46年4月2日～47年4月1日生

○乳がん（マンモグラフィ）検診対象者（下記生年月日に該当する女性）、大腸がん検診対象者（下記生年月日に該当する男女）

昭和46年4月2日～47年4月1日生
 昭和41年4月2日～42年4月1日生
 昭和36年4月2日～37年4月1日生
 昭和31年4月2日～32年4月1日生
 昭和26年4月2日～27年4月1日生



■乳がん（集団）検診を行います

乳がんは、壮年期（30～40歳）女性のがん死亡原因のトップで、40～50歳代の女性に最も多く見られますが、早期発見で約90%が治癒します。ぜひ、受診してください。

○対象者 市内に居住し、平成25年4月1日までに30歳以上になる女性 ※マンモグラフィは昭和奇数年生まれの方が対象です。また、妊娠中、授乳中の方は受診できません。

○実施日 6月19日（火）～27日（水） マンモグラフィ
 7月2日（月）～6日（金） 超音波

○会場 保健センター、中郷多目的集会所、関南多目的集会所を予定しています。

○費用 1000円 ※当日検診会場で徴収します。

○申込期間 5月15日（火）まで ※土日祝日を除く
 保健センターへ直接またはお電話でお申し込みください。

■大腸がん検診の受付 （検査容器配布）を行います

- 対象者 平成25年4月1日までに満40歳以上になる方
 ○配布日時 5月11日（金）～9月19日（水）土日祝日を除く
 午前8時30分～午後5時15分
 ○配布場所 保健センター（特定健康診査会場でも配布します。健康カレンダー15頁を参照ください。）
 ○料金 500円

■医療機関検診の受診券を交付します

＜子宮がん医療機関検診＞

- 対象者 平成25年4月1日までに満20歳以上になる方で
 9月実施の集団検診を申し込まない方
 ○交付期間 5月8日（火）～12月25日（火）土日祝日を除く
 ○料金 2100円
 ○申込方法 保健センターまたは特定健康診査会場へ、料金を持参してお申込みください
 ○検診期間 5月8日（火）～平成25年3月29日（金）
 ○受診場所 市立総合病院、友愛クリニック、内田医院、諸原産婦人科医院、高萩協同病院

＜乳がん医療機関検診＞

- 対象者 平成25年4月1日までに満30歳以上になる方で
 6～7月実施の集団検診を申し込まない方（マンモグラフィ検診は昭和奇数年生まれの方が対象です）
 ○交付期間 5月8日（火）～12月25日（火）土日祝日を除く
 ○料金 各1800円（超音波がマンモグラフィ）
 ○申込方法 保健センターまたは特定健康診査会場へ、料金を持参してお申込みください
 ○検診期間 5月8日（火）～平成25年2月28日（木）
 ○受診場所 諸原産婦人科医院（超音波のみ）、高萩協同病院
 以上、クーポン券、検診に関するお申し込み、お問い合わせは
 保健センター（花園） ☎43-1310

■消費生活相談員等養成講座受講生募集

県消費生活センターでは、消費生活専門相談員（国民生活センター認定）の資格取得をめざす方を対象に講座を実施します。消費者問題に関心のある方、専門知識を習得したい方、応募ください。

- と き 7月上旬～9月上旬の土日（約15日間）
 ○定 員 60人（書類選考）
 ○会 場 亀城プラザ（土浦市）
 ○受講料 無料（テキスト代は自己負担）
 ○申込 5月18日（金）必着で、申込書、履歴書、受講希望理由（任意の様式で400字以内）を添えて左記に郵送か持参してください。
 ○その他 申込書は県消費生活センターホームページからダウンロードできます。

申問 〒310-0802 水戸市柵町1-3-1
 県消費生活センター相談試験課
 ☎029-224-4722
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/syose/>

■障害者の方の軽自動車税減免について

心身に障害のある方が使用する軽自動車、または生計を同一にする方が障害のある方のために常時使用する軽自動車は、一定の要件を満たす場合に軽自動車税が減免されます。

○手続きに必要なもの

- ①障害者手帳 ②運転免許証（写し可） ③印鑑
 ④車検証（写し可） ⑤納税通知書 ⑥減免申請書

○受付期間 5月14日（月）～24日（木）

問 税務課庶務係（鈴木） 内152

※自動車税（県税）についても同様の減免制度があります。

平成24年度の自動車税の減免を受けるには、納期限（5月31日）までに申請が必要です。手続の方法や必要書類等は、下記にお問い合わせください。

問 常陸太田県税事務所 ☎0294-80-3314

早めにお回してください